

2006年1月24日

「大阪府立公衆衛生研究所」整備構想・中間報告書等に対する見解

バイオハザード予防市民センター

幹事 川本 幸立

連絡先：〒267-0065

千葉市緑区大椎町 1188-78

電話 & FAX 043-294-2138

私はバイオハザード予防の観点から、(1)「大阪府立公衆衛生研究所」整備構想・中間報告書を検討しました。すなわち、2005年3月に大阪府公衆衛生研究所整備検討委員会(以下「検討委員会」という)がまとめた「『大阪府立公衆衛生研究所』整備構想・中間報告書～府民の健康と生活に根ざした保健・衛生に関する試験・研究・情報の拠点を目指して」(以下「中間報告書」という)です。また、これにあわせて、(2)既存の安全管理規定内容等についても検討を加えました。その結果について、ここに私の見解としてとりまとめました。以下、第1項から第7項にわけて、その概略を記します。

1. 「公衆衛生研究所の役割(使命)」について、明記すべきこと。

バイオハザードなどの環境リスクを伴う施設として、
施設を発生源とする公害の未然防止と予防原則の尊重
立地選定や安全管理の実態も含めた府民への説明責任の徹底
(府民との情報共有とリスクコミュニケーション)
を明記すること。

2. 「施設整備の基本的な考え方」について、明記すべきこと。

(1) 遵守する主要な法令、規則類を明記すること。

国内の法令のみならず、少なくとも以下のものは遵守すること

- ・世界保健機関(WHO)「病原体等実験施設安全対策必携」第3版
- ・世界保健機関(WHO)「保健関係施設における安全性」
- ・建設大臣官房官庁監修「官庁施設の総合耐震計画基準・平成8年版」
- ・JIS K3800-2000「バイオハザード対策用クラス キャビネット」
- ・日本建築学会編「実験動物施設の設計」彰国社
- ・日本建築学会編「平成8年度ガイドライン実験動物施設の建築および設備」アトスリ-

(2) 取り扱い、保管する主要な危険物の種類と量を明記すること。

実験動物の種類と年間使用頭(匹)数、放射性物質、特定化学物質、有機溶剤、病原体類など

(3) 研究所周辺住民及び所員に対する安全対策について

・記述内容に具体性がなく、安全対策として適切なのかどうか判断できない。

たとえば、「防火対策を十分取り入れる」とあるが、何を以て「十分」とするのか不明である。建築基準法など法令類は「最低の基準」であり、病原体等を取り扱う施設の安全性を確保するための「必要十分条件」ではないことを肝に銘じるべきである。

また、排気、排水、人、物品の出入りに伴う病原体等の漏えい防止策とともに、火災・地震・停電・システム異常時・人為的ミス過誤時の対応、日常的なモニタリングなど詳細な対応が求められる。これらについての具体的な記載がない。P3 施設、P2 施設というが、施設の仕様について日本において法令が整備されていない現状で具体的にどのような設備機能を持つのか記載（図面等含む）すべきである。

廃棄物処理についても、感染性廃棄物や実験動物関係の廃棄物の処理について記載がない。

3．施設のゾーニングイメージについて、改善すべきこと。

記述が大雑把であり、以下の疑問がある。

将来対応（拡張、増棟の可能性など）をどの程度配慮しているのか。増築、拡張スペースの有無は。

動物防疫上、動物実験棟は他の研究施設棟と分離配置が望ましいが、そうなってはいない、又専用出入口や廊下で、清浄、汚染の両動線が交差するのではないか。

1階と2～4階との間の平面・立面での清浄、汚染の両動線の交差の可能性は排除されているのか。

4．立地場所の検討について、改善すべきこと。

(1) 立地場所の条件について

「(ア)用途地域」で「公益上必要な公共施設であるため、用途地域において設置が制限されるような地域はほぼないと考えて問題ない」という記述があるが、これは本来「バイオ施設の安全性確保に関しては法的に未整備であり、それ故、都市計画法、建築基準法上、その設置は原則として住居専用地域を除き、制限されてはいない」と言うべきである。各地でバイオ施設の立地を巡って住民の人格権を侵害するものとして紛争が起きてきたという事実を考慮すべきである。

中間報告書7頁に「昭和60年3月 WHO基準に準拠した安全実験施設（P3レベル）竣工」と記載されているのであるから、WHO基準を始めとして諸外国での規制にも当然触れるべきである。

(2) 市民との関係について

住民合意を前提とすることを明記すること。

リスクコミュニケーションについて具体的にどのようなことを考えているのか明記すること。

(3) 建替え候補地の検討について

利用者や通勤者の利便性ではなく、リスクアセスメントにより災害事故時の影響等を優先して自己評価する必要がある。交通の利便性（駅の至近性など）が高いことや人が多数集まる公共施設が近くにあることは、立地条件としてはマイナスの評価になることに注意すべきである。

「法規制等」については、国の法令の未整備状態を補うものとして、自治体として公害の未然防止のための条例、指針などがあることは、現実に仕組みが整備されているとして評価すべき事項である。その点から言えば、「茨木市彩都内におけるライフサイエンス系施設に係る環境保全対策指導指針」が整備されている彩都は「法規制等」の面においては評価されるべきである。

(4) リスク管理、リスクコミュニケーション及び立地条件などの評価尺度が未確立なまま評価をおこなっている。以下のチェックリストにより評価を行うことを求める。

(添付資料参照)

- ・市民、設計者、研究従事者のためのバイオ施設の安全性確保に関するチェックリストのうちの、「A 施設概要チェックリスト」
 - 「B 『リスク管理』『リスクコミュニケーション』チェックリスト」
 - 「C 施設（建築・設備）チェックリスト」の
 - 「1. 立地及び配置条件、住民合意」

5. 事業手法～PFIについて、改善すべきこと。

1999年9月にPFI法が施行され6年が経過したが、「住民不在の施設」「事業破綻」などPFIの問題点も表れつつある。

PFI発生地、英国でも、

- ・長期でみた場合、全体的な事業コストやLCC（ライフサイクルコスト）の縮減が疑問視されている、

- ・事業内容の把握が熟練した高度の専門家しかできないことは事業の透明性を低くすることとなり市民が不利益を被ることも考えられる、

ということが指摘されている。

一般にはPFIの問題点は、

- ・公共施設の計画・管理段階での市民参加が求められる時代であるのも関わらず、市民参加ができず利用者の声も届かない。

- ・事業破綻すれば市民にとってPFI事業は高いツケが押し付けられ、PFI事業自体が順調でも参画した企業の経営が行き詰まれば事業破綻につながる。

ということが挙げられる。

バイオハザードなどの公害の未然防止という観点からみると、本構想は、調査、設計、施設維持管理業務において、採算性が安全性確保より優先され、住民とのリスクコミュニケーションが満足に行われなことが危惧される。したがって、PFI事業を推進するにあたっては、調査、設計、施設の維持管理業務における安全性確保の担保、住民とのリスクコミュニケーションの保障等を明示すべきである。

6. 今後の課題について、指摘できること。

以下の点が今後の課題として指摘される。

移転候補地の確定前に、リスク評価、住民合意・コミュニケーションなどを含む立地選定基準を整備すること。

安全管理規程内容（大阪府立公衆衛生研究所病原体等安全管理規程等）を整備すること。病原体等安全管理規程（2000年4月施行）は本文はわずかA4で3枚であり、職員の規程遵守義務・罰則、安全管理カード、危害防止主任者、安全管理委員会の具体的な役割、事故時、緊急時対策の記載が不十分であり、規程のないものは感染研安全管理規程や細菌学会バイオハザード防止指針などを準用している。これは誤りである。本来安全管理規程は、施設職員が疑問があった場合直ちに自己点検できるように一つのパッケージとして整備されていなければならない。

また、準用している国立感染研の規程は、地震時など緊急時の規定、バイオハザード対策キャビネットの性能確保に関する規定、実験室構造基準などで多くの不十分さがある。

検査結果について、第三者の検証に耐える報告書を作成すること。

「安全キャビネット検査結果報告書」（平成17年2月実施）のHEPAフィルター現場検査について以下の検査条件の記載が不十分であり、これでは本当に性能が確認できているかどうか不明である。

・ 遵守規準、検査要領、DOP 発生器仕様、一次側塵埃測定器仕様、二次側塵埃測定器仕様、一次側 DOP 濃度、二次側 DOP 濃度、試験期間、測定時間など

7. 報告書策定体制、検討委員会体制などについての問題点。

中間報告書を見る限り（資料1・3）、報告書策定作業チーム、整備検討委員会メンバーに公衆衛生研究所の現場の研究者、国内外のバイオハザード対策に周知した専門家、環境影響評価部門の担当者及び地域住民の環境に配慮する部署の担当者の姿がない。また立地候補地の環境影響評価の実施や市民からヒアリングした様子も見られない。府民に開かれた研究所というのであれば、企画・計画段階から情報を公開・共有しオープンに対話すること、そしてそのための体制を整えることが不可欠であると考えられる。

整備検討委員会設置要綱（資料2）では、府民との連携、公開について一切うたわれていない。会議及び議事録は公開されるべきである。

添付書：市民、設計者、研究従事者のためのバイオ施設の安全性確保に関するチェックリスト

（トヨタ財団市民活動助成「バイオハザード対策の社会システム構築」報告書
資料4、2005年8月、バイオハザード予防市民センター）